

ASKレポート

2017年2月13(月)

担当：MS事業部 太田

〒460-0002

名古屋市中区丸の内 3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル 1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

公的融資説明会

はじめに

東京中央経営主催の公的融資説明会に参加しました。多くの方が利用可能性のある制度についての説明会でしたので紹介させていただきます。

経営革新計画とは

経営革新計画とは「新たな事業活動」の取り組みについて具体的に定めた経営計画書の事です。この計画書が国や都道府県に承認されると様々な支援の対象になります。例えば次に挙げる融資支援を受ける事が出来るようになります。

融資支援

①中小企業信用保険法の特例

信用保証協会の保証枠は無担保なら8000万円と上限が決められています。しかし、経営革新計画に認定されれば、さらに8000万円の別枠が設けられます。

②中小企業経営革新貸付

日本政策金融公庫において

(A) 特別利率(基準金利▲0.9%)で融資を受ける事が出来ます。

(B) 10年以内に一括返済の劣後債扱いの融資を受ける事が出来ます。劣後債は銀行融資の格付けにおいて債務ではなく資本としてみられるため、格付けが上がり有利な条件で銀行交渉を進める事が出来ます。

経営革新計画の実例

「新たな事業活動」という表現は非常に曖昧で、イメージが湧きにくいかと思います。そこで実際に承認されたステーキ店の例を挙げます。

普通ステーキ店ではサーロインやヒレ等の部位でステーキを食していますが、サーロインとヒレの両方を食べたいと思っても1枚当たりの量が多く、また金額も高いためその実現は困難です。そこでこのお店では部位を小分けにして、お寿司屋さんでトロ一貫、ウニ一貫と注文するように、サーロイン1枚、ヒレ1枚と注文できるようにしました。

この取り組みが「新しい!」と認められ、経営革新計画の承認を得る事が出来ました。

融資を受けるためのポイント

経営革新計画の承認がとれたからと言って確実に融資支援を受けられるとは限りません。融資を受けるためには最初から融資を視野に入れた経営革新計画を作らなくてはなりません。具体的には

①返済計画を織り込む

②実現性の高い計画にする

等を考慮する必要があります。

おわりに

経営革新計画の承認はとっておいて損のないものです。何か新しいアイデアをお持ちなら、是非一度チャレンジしてみたいかがでしょうか。